

カーボンニュートラルに 向けた投資促進税制 適用支援サービス

EY税理士法人



カーボンニュートラル実現に向けた世界的な取組加速に軌を一にする形で、日本政府においても2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。

これを受け、今般、産業競争力強化法に新たな計画認定制度が創設され、企業による短期・中長期の脱炭素化投資への税制支援措置として、主務大臣が認定した場合に、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対し、税額控除または特別償却が適用されることとなりました(2026年3月末まで)。

今後、企業におけるカーボンニュートラルの実現に向けては、適切な税務戦略に基づき税制のメリットを計画的・効果的に享受することが一層重要となります。

投資対象のイメージ

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

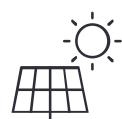
- 事業所等の炭素生産性(付加価値額／エネルギー起源CO₂排出量)を相当程度向上させる計画に必要となる設備



- 古くなったファンを最新のものに交換
- 初年度は設備構築準備



- 工場の主要機械装置を燃費の良い最新のものに更新



- 太陽光発電設備を導入

〈計画イメージ〉

【エネルギー管理設備】

新規導入

生産工程

生産ライン①
生産設備

生産ライン②
生産設備

生産ライン③
生産設備刷新

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の枠組みとタックスペネフィット

カーボンニュートラルに向けた投資に関して税制メリットを享受するためには、産業競争力強化法に基づき、経済産業大臣の事前認定を得る必要があるなど、将来を見据えた投資の計画化と実施が必要となります。

事業適応計画

【業所管大臣による計画の認定】

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

- ▶ 生産工程等の脱炭素化と炭素排出量1単位当たりの付加価値額(炭素生産量※)の目標を一定割合向上させる計画であること

- ▼ 大企業:15%以上又は20%以上の向上
- 中小企業者:10%以上又は17%以上の向上

※ 炭素生産性=付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)/エネルギー起源二酸化炭素排出量(生産工程効率化等設備に関する命令の規定を準用)

(主な支援措置)

課税の特例(特別償却、税額控除)、金融支援

課税の特例の内容

認定された事業適応計画に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備*	税額控除		特別償却
	大企業	中小企業者	
機械装置	5%	10%	
器具備品	(目標が15%~20%向上の場合)	(目標が10%~17%向上の場合)	
建物附属設備			
構築物			
車両及び運搬具(一定の鉄道用車両に限る)	10%	14%	50%
	(目標が10%以上向上の場合)	(目標が17%以上向上の場合)	

* 導入される設備が事業所の炭素生産性を1%向上させることを満たす必要

* 市場に流通している照明設備及び対人空調設備は対象外

※設備投資総額の上限:500億円

(注) 税額控除の控除上限は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%。(戦略分野国内生産促進税制の控除額と合わせて最大40%)

EYが提供する主なサービス

税制適用判断

- ・ 生産工程効率化等設備に該当する設備投資等について、事業適応計画の認定を受けるための要件充足に関する判断を支援

事業適応計画の認定申請

- ・ 「事業適応計画の認定申請書」の策定支援
 - ・ 事業適応の目標
 - ・ 事業適応の内容及び実施時期
 - ・ 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

税務申告

実施状況の報告

- ・ 「認定事業適応計画の実施状況報告書」の策定支援
 - ・ 事業適応計画の目標の達成状況
 - ・ 実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

カーボンニュートラルに向けた
投資促進税制

Contact

本サービスに関するご質問・
ご意見等がございましたら、
下記までお問い合わせ下さい。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド
コミュニケーション部

tax.knowledge@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーソナルとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュラランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の

方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2024 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.
ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関する記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

ey.com/ja_jp